

正	誤
ページ段行	誤
令和七年八月一日（号外第百七十六号）公布外務省令第十四号（外務省組織規則の一部を改正する省令）	正
（原稿誤り）	
二〇下（改正前欄）（国連制裁室）（新設）	
平成二十七年六月一日（号外第百二十三号）公布国土交通省令第四十四号（港則法施行規則の一部を改正する省令）	
（原稿誤り）	
三八下（終りから五）仙台塩釜航路	
令和五年九月二十日（号外第百九十六号）公布国土交通省令第七十二号（港則法施行規則の一部を改正する省令）	
（原稿誤り）	
る。一四ページ一行目から二三行目までを削除す	